

# 有限会社 滋賀上水工業 一般事業主行動計画

1 計画期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日

2 内 容： (目標1)  
社員が子供の看護の為の休暇を時間単位で取得できる  
制度の導入

◆ 目標を達成するための方策と実施時期

令和6年4月～ 休暇制度の検討

令和6年5月～ 制度の周知、啓発実施

(目標2)

子供が保護者である労働者の働いてる所を実際に見る事ができる「子供参観日」の実施

◆ 目標を達成するための方策と実施時期

令和6年4月～ 制度の検討

令和6年5月～ 制度の周知、実施

(目標3)

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

◆ 目標を達成するための方策と実施時期

◆ 令和6年4月～ 制度の検討

◆ 令和6年5月～ 制度の周知、実施